

リベラル西条

どんな進ちよく状況？

「公共施設のあり方」検討

問 平成18年3月策定の西条市集中改革プランに、公共施設全般の効率的・効率的な運用を検討するため平成18年度までに委員会を設置し、その調査・研究・答申を受け、平成19年度から3年間で実施を検討するところだが、その進ちよく状況を問う。

答 公共施設の管理運営のあり方を検討するため、平成17年8月に外部有識者で組織する「公の施設の管理運営のあり方懇談会」を設置し検討を行った。その提言を受け、現在までに14施設が指定管理者制度に移行しており、残る施設も精査して、効果の見込まれる施設は順次導入を図ることとしている。

ただし、福祉施設については家族の理解等が必要であるため、担当部において施設類型ごとに3つの検討会を設置し、その検討結果を受けて再度第三者を入れた検討機関を別途設置することになる。社会教育施設についても内部検討の後、「あり方懇談会」に諮り、方向性を出した。平成21年度を目標に適正な管理運営方式の導入、具体的な管理運営方針の確立を図っていきたい。

どうなる？

選挙投票区と掲示場の統廃合

問 合併前は各市町の実情に応じて選挙投票区やポスター掲示場が設置されていたが、合併後の統廃合について、今後の対応策を問う。

答 当市の現在の投票区・掲示場の状態を引き継いでおり、投票区は西条地区30・東予地区19・丹原地区26・小松地区7の合計82投票区である。1投票区当たりの有権者数は1千148人で、愛媛県内11市で多い方から8番目である。市内地域別では西条地区1千595人・東予地区1千423人・丹原地区433人・小松地区1千143人となっている。

投票区は、有権者数や投票所から居所までの距離を基本的な設定要件とするが、地域特性や行財政改革・効率化の視点と地域全体の均衡を考慮し、市民の意見を聞き、県の選挙管理委員会等とも調整し、適正なあり方を検討したい。

ポスター掲示場については、1投票区5か所以上10か所以内と政令で定められているが、地域の必要性によって削減しており、今後投票区の設定とともに改革の方向でじゅうぶん検討し、取り組んで参りたい。

リベラル西条

障害者スポーツへの取り組みは？

障 害 者 ス ポ ー ツ へ の

問 全国障害者スポーツ大会の中西四国ブロックサッカー大会を観戦し、レベルの高さに驚き、西条市の取り組みの遅さを痛感したが、①これまでの障害者スポーツの取り組みについて②地域の取組、健康増進を目的としたスポーツと競技スポーツへの現在の取組について③えひめ国体に向けての障害者スポーツへの取組について、市の考えを問う



全国障害者スポーツ大会・中西四国ブロックサッカー大会

答 ①障害者スポーツは、障害者の社会参加や自立更生、特に交流の場や生きがい対策として不可欠なものと認識し、支援してきている。支援内容は、スポーツ教室の開催助成・障害者団体スポーツ用具購入費助成・障害者が対外的にスポーツ大会や福祉大会

に参加する場合の福祉活動事業助成・障害者団体スポーツ大会開催助成・福祉プール開放事業の開催助成・ふれあい運動会開催助成・愛媛県障害者スポーツ大会への参加助成などである。学校教育においても、障害の特性を考慮し、児童生徒のニーズに応じてスポーツに親しみ、個性や可能性を伸ばすよう積極的に支援している。

②健康増進を目的としたスポーツは、障害者間の交流や生きがい対策を重点的に支援している。今後は障害者の健康増進・自立支援の観点から、それらを支援する「福祉レクリエーションワーカー」の育成を検討したい。競技スポーツについては、競技力の向上等の観点から、県外でのスポーツ大会への参加支援やスペシャルオリンピックス等の開催を支援している。

③市の心身障害者団体連合会との協議を行なうとともに、愛媛県の動向を見ながら対応したい。

無会派

地下水水位観測の状況を問う

問 市内での地下水水位調査の実施状況と、老朽化した観測機器の更新について問う。

また、来年度までの2か年で実施される地下水資源調査解析事業に、この地下水調査をどう活用しようと考えているのか。

答 地下水水位調査は、市内全域の35地点で観測を実施して

おり、このうち25地点には自記水位計を設置し、残り10地点は手観測による測定を行っている。

既存の水位計のほとんどが設置後10年以上経過していることから、将来を見据えた更新計画を立てており、本年度も3基を更新済みである。

また、現在実施している道前平野地下水資源調査解析事業では、一斉地下水観測を計画しており、この観測に既存の35か所を含めることとしている。

無会派

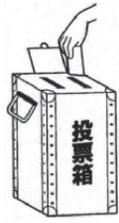
資源ごみの抜き取り対策を！

問 資源ごみの急騰を受けて、ごみステーションからの資源ごみの抜き取りが横行し、ステーションのごみを散乱させ、住民に不快感と迷惑をかけている。連合自治会においても話題となり、市は取り締りや禁止をしないのかとの声も出ている。

今治市・松山市では条例を施行しているが、当市でも、迷惑防止と取入増のために禁止を条例化すべきと思うが、その考えを問う。

答 資源ごみの抜き取りについては、集団回収の推進・自治会・各種団体との連携等によって解決できるものと考えており、条例を作らなくてもよいまにしようという強い思いをもって臨んでいる。

地下水水位調査は、市内全域の35地点で観測を実施して



投票箱